

第Ⅱ期「小規模企業振興基本計画」の骨子（案）

環境変化

社会

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化
地域経済の低迷等の構造変化の進展

地域

過疎化による地域の弱体、
自然災害の多発・甚大化に伴う
事業継続リスクの増大

小規模事業者

経営者の高齢化、後継者不足
フリーランス等非地縁的事業者の増加

基本的考え方

事業者の持続的発展



地域の持続的発展

1. 地域を牽引する企業の創出

3. 地域のブランド化、産地産業の活性化

2. 地域のサプライチェーンの維持、災害等への対応強化

4. 地域に不可欠な公共的サービス、地域コミュニティの維持

都道府県・市町村・産業界といったステークホルダーとの関係を強化した支援体制の構築

4つの目標と10の施策

① 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプランに基づく経営の促進、(2) 需要を見据えた新事業展開や高付加価値化の支援

② 新陳代謝の促進

(3) 多様な小規模事業者の支援、(4) 起業、創業支援、(5) 事業承継、円滑な事業廃止の推進、(6) 人材育成

③ 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進 (地域牽引企業の創出等)、(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

④ 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援に向けた国と自治体の連携強化、(10) 事業継続リスクへの対応能力の強化

(参考) 現在の小規模企業振興基本計画の概要

小規模企業振興基本法(抄)

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

はじめに

基本計画を実効あるものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる。

- ・ 関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握する。
- ・ 毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告(小規模企業白書)により、広く公表する。
- ・ 施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践していく。

現状認識と基本的考え方

- ・ 人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→このような変化の中、事業を継続するためにも相当な努力が必要
→「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標と10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進、(2) 需要開拓に向けた支援、(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

2. 新陳代謝の促進

(4) 企業・創業支援、(5) 事業承継・円滑な事業廃止、(6) 人材の確保

3. 地域経済に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進、(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援体制の整備、(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供